

秋田県後期高齢者医療広域連合の執務時間を定める規則

平成19年2月1日

規則第1号

(秋田県後期高齢者医療広域連合の執務時間)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合の執務時間は、秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第1条第1項に規定する秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(執務時間外の業務の遂行)

第2条 前条の規定は、執務時間外に業務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月18日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。